

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第192号)

平成13年12月25日

横情審答申第192号

平成13年12月25日

横浜市長 高秀 秀信 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 三辺 夏雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条

第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成12年9月6日収出第44号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「平成10年度社会福祉法人神奈川県匡済会からの運営委託費に関する戻入のうち、平成11年3月末日以前に公金として受け入れたものが記載されているパンチ内訳表の該当ページ」の非開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「平成10年度社会福祉法人神奈川県匡済会からの運営委託費に関する戻入のうち、平成11年3月末日以前に公金として受け入れたものが記載されているパンチ内訳表の該当ページ」を文書不存在として非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「平成10年度社会福祉法人神奈川県匡済会からの運営委託費に関する戻入のうち、平成11年3月末日以前に公金として受け入れたものが記載されているパンチ内訳表の該当ページ」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が、平成12年7月31日付で行った非開示決定の取消しを求めるといものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件請求については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第2条第2項に該当する行政文書が存在しないため非開示としたものであり、その理由は、次のように要約される。

(1) 本件申立文書について

公金の収納に当たっては、指定金融機関又は収納代理金融機関等で領収した受入済通知書を指定金融機関で取りまとめ、整理した後、指定金融機関からパンチ委託会社に直接搬送し、受入済通知書の内容をデータ化している。

パンチ内訳表は、受入済通知書の内容が正しくデータ化されたかどうかを照合、確認するため、委託会社に作成させた、市区別、主管局、年度、会計、款、項、目、節、説明（付記）及び領収金額等を記録した一覧表である。

(2) 条例第2条第2項の該当性について

パンチ内訳表は、データの内容と受入済通知書を照合・確認するための作業用の帳票であり、パンチ委託会社から取得した事実はあるが、データを補正した後は不要となるため、横浜市行政文書管理規則（平成12年3月横浜市規則第25号。以下「文書管理規則」という。）第10条第2項に定める保存期間1年未満の文書である。

開示請求対象文書は、当該保存期間を経過したことから、既に廃棄済みであるため、条例第2条第2項に該当する行政文書を保有していない。

4 異議申立人の非開示決定に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件申立文書の非開示決定に対する意見は、次のように要約される。

パンチ内訳書は行政文書である。実施機関は、「データの内容と受入済通知書を照合・確認するための作業用の帳票であり、データを補正した後は不要となるため、文書管理規則に定める1年未満の文書である。」というが、誤りである。

保存期間の起算は翌会計年度の4月1日であること及び事務処理上必要がある場合は保管する規定から、開示すべきである。

5 審査会の判断

(1) 本件申立文書について

本件申立文書は、前記3(1)で述べたとおり、横浜市から委託を受けている業者が作成した、公金の収納状況の内容が正しくデータ化されたかどうかを照合、確認するための一覧表であり、実施機関が取得した文書であることが認められる。

(2) 本件申立文書の不存在について

ア 実施機関は、本件請求に対し、本件申立文書は作業用の帳票であり、データを補正した後は不要となるため、保存期間が文書管理規則に定める1年未満の文書であり、既に廃棄済みであるとして文書不存在による非開示決定をした。

イ そこで、当審査会では、本件申立文書の不存在について確認するため、平成13年4月6日に実施機関から事情聴取を行った。

実施機関は、本件申立文書は平成10年度に取得した文書であるが、作業用の帳票であることから、決裁、供覧その他これらに準ずる手続も経ておらず、かつ、保存年限についても特段の定めはなく、補正作業終了後に廃棄した、と主張している。

ウ 当審査会の調査では、平成12年度に発生した本件申立文書と同様の文書について、文書管理規則第10条第2項に定める1年未満の文書として取り扱い、補正作業終了後に廃棄していることが認められた。

以上のことから、申立人の請求内容に合致した本件申立文書が存在しないという実施機関の主張に特段不合理な点は認められなかった。

(3) 結論

以上のとおり、本件申立文書は存在すると認めることができないものであるから、実施機関が条例第2条第2項に規定する行政文書は存在しないとして非開示とした決定は、妥当である。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成12年9月6日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成12年9月8日 (第231回審査会)	・諮問の説明
平成12年10月13日 (第233回審査会)	・審議
平成12年10月16日	・異議申立人から意見書を受理
平成12年11月17日 (第1回審査会部会)	・審議
平成12年12月13日 (第2回審査会部会)	・審議
平成13年3月16日 (第3回審査会部会)	・審議
平成13年4月6日 (第4回審査会部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成13年5月18日 (第5回審査会部会)	・異議申立人から意見聴取 ・審議
平成13年12月14日 (第13回審査会部会)	・審議